○我孫子市水道事業給水条例

平成2年12月21日条例第17号

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第4条-第11条)

第3章 給水 (第12条--第17条)

第4章 水道料金、手数料及び給水申込納付金(第18条一第29条)

第5章 管理 (第30条--第35条)

第6章 貯水槽水道(第36条・第37条)

第7章 補則 (第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、我孫子市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第7号。以下「設置条例」という。)により市が設置する水道事業の給水について、水道法(昭和32年法律第177号)第14条に規定する料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水道水を供給するため、市の所有する配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水施設 給水装置のうち市が所有しているものをいう。
- (3) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事をいう。
- (4) 水道使用者等 水道の使用者又は給水装置(給水施設以外の部分に限る。) の所有者をいう。
- (5) 臨時給水 一時的に工事又は受水槽の清掃のために給水することをいう。
- (6) 応急給水 防火水槽への給水又は事故その他の事由により、給水装置から給水できない場合に、他の方法により給水することをいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所が使用する目的で設置する給水装置
- (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2事業所以上で使用する目的で設置する給水装置
- (3) 私設消火栓 市以外の者が消防用に使用する目的で設置する給水装置

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の承認)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、水道局長(以下「局長」という。)の定めるところにより、あらかじめ局長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の不承認)

第5条 局長は、前条の給水装置工事の申込みにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。ただし、当該申込みを行つた者の負担により承認しない事由が解消されたときは、この限りでない。

- (1) 配水管未布設地区であるとき。
- (2) 配水管からの給水量が申込水量に不足するとき。

- (3) 申込水量が多量なため、配水計画水量では給水できないとき。
- (4) 他の需要者の給水に支障がでることが明らかなとき。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、局長が水道法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 局長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行うため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 局長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、水道法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置工事の完了)

第8条 給水装置工事は、局長が定める工事検査に合格したとき、完了する。

(給水装置工事の費用負担)

第9条 給水装置工事に要する費用は、第4条の規定により承認を受けた者(以下「申込者」という。)の負担とする。

2 量水器に特別な加工を必要とする申込みがあるときは、当該加工に要した費用は、申込者の負担とする。

(所有権の移転)

第10条 申込者は、第8条の規定により給水装置工事が完了したときは、給水装置の所有権の一部を市に移転しなければならない。

2 前項の移転の範囲は、局長が定める。

(給水施設の変更工事)

第11条 局長は、給水施設に変更を加える工事をしようとするときは、 水道使用者等の同意がなくても行うことができる。この場合において、 局長は、当該工事を行うに当たり、人の住居若しくは人の管理する建物 又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その居住者、管理者又はこれら に代わるべき者の同意を得なければならない。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、水道法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

- 2 局長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 市は、給水の制限又は停止のため給水を受ける者に損害が生じる ことがあつても、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第13条 給水を受けようとする者は、あらかじめ局長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(届出)

第14条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あ

らかじめ局長に届け出なければならない。ただし、私設消火栓を消防活動に使用したときは、消防活動終了後、7日以内に局長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止した後に再び開始するとき。
- (2) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 給水装置を使用する者に変更があるとき。
- (4) 給水装置の所有権を移転するとき。
- (5) 給水装置の用途に変更があるとき。
- (6) 料率の異なる用途に使用するとき。
- (7) 住所又は氏名若しくは名称に変更があるとき。
- (8) 私設消火栓を使用するとき。
- 2 臨時給水又は応急給水を受けようとする者は、次に掲げる場合においては、あらかじめ局長に届け出なければならない。
- (1) 給水を開始するとき。
- (2) 給水を中止するとき。

(量水器の設置)

第15条 局長は、使用水量を計量するため、給水施設に量水器を設置する。

- 2 局長は、特に必要があると認めるときは、受水槽以下に量水器を設置することができる。
- 3 前項の規定による量水器の設置及び管理に関することは、局長が定める。

(水道使用者等の管理義務)

第16条 水道使用者等は、水道水が汚染しないように、給水装置を適切に管理しなければならない。

- 2 水道使用者等は、給水施設を損傷し、又は滅失しないように、適切に管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前2項の規定による管理義務を怠つたために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(検査の請求)

第17条 局長は、水道使用者等から給水装置の検査又は供給を受ける 水道水の水質検査の請求があつたときは、速やかに検査を行い、その結 果を当該水道使用者等に通知しなければならない。

2 前項の検査において特別な費用を要したときは、当該費用は、水道使用者等の負担とする。

第4章 水道料金、手数料及び給水申込納付金

(水道料金の納付義務)

第18条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等が納付しなければならない。ただし、臨時給水又は応急給水を受けたときは、それぞれ当該給水を受けた者が料金を納付しなければならない。

2 給水装置を共有する者は、連帯して料金を納付する義務を負う。

第19条 削除

(納付義務の承継)

第20条 局長は、第13条の承認を受けず、かつ、第14条第1項第4号に規定する届出をしない水道使用者等が使用していた給水装置を使用して給水を受けた者を、当該水道使用者等の納付義務を承継したものとみなし、当該水道使用者等の納付義務に係る料金を徴収することができる。

(料金)

第21条 料金は、1月について、次の表に定めるところにより算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。)とする。

用途	基本料金		超過料金(1立方メートルについ て)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
70010 (10 000			6立方メートルから	24.2 円
業用以外の用途		1	10 立方メートルまで	
をいう。以下同	で	の口径が	11 立方メートルから	159.5 円
じ。)		13 ミリメートルの	20 立方メートルまで	
		ものにあ	21 立方メートルから	207.9 円
		っては	30 立方メートルまで	
		979円)	31 立方メートルから	260.7 円
		1 1 1 1/	40 立方メートルまで	
			41 立方メートルから	317.9 円
			50 立方メートルまで	
			51 立方メートルから	380.6 円
			100 立方メートルまで	
			101 立方メートル以上	445.5 円
浴場営業用(物	100 立方	6,215 円	101 立方メートル以上	99円
価統制令(昭和	メートル			
21 年勅令第 118	まで			
号)第4条の規				
定により入浴料				
金の価格の統制				
額の指定を受け				
る公衆浴場用を				
いう。以下同				
じ。)				

(料金の算定)

第22条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ局長が定めた日をいう。以下同じ。)に量水器の検針を行い、検針した水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰り越し、その計量した使用水量をもつて算定する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、局長は、定例日以外の日に量水器の検針を行うことができる。

第23条 削除

(使用水量及び用途の認定)

第24条 局長は、量水器に異常があつたときその他使用水量が不明のときは、前3月以内又は後3月以内の使用水量その他の事情を考慮して、当該使用水量を認定するものとする。

2 局長は、水道使用者等が料率の異なる用途の水道水を使用するときは、料率の高い方により認定する。

(特別な場合における料金等の算定)

第25条 月(定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。)の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該月の料金は、次に定めるところにより算定する。給水を再び開始するときも、また同様とする。

- (1) 使用水量が3立方メートル未満の場合 第21条に規定する基本 料金の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 使用水量が3立方メートル以上の場合 第21条の規定により算定した額
- 2 月の中途において、第21条に規定する用途を変更する届出があつた場合の当該月の料金は、当該月の使用水量につき使用日数の多い用途(当該月について変更前の用途による使用日数と変更後の用途による使用日数が同日である場合にあつては変更後の用途)を適用して算定する。
- 3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量 1 立方メートルについて 349.8 円とする。

(料金の徴収)

第26条 料金は、毎月徴収する。ただし、局長が必要と認める場合は、変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、臨時給水又は応急給水を受けたときの 料金は、随時徴収する。

(手数料)

第27条 手数料は、次に定めるところによる。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
納付義務者	手数料			
閉栓の申込みをする者	閉栓手数料 1件について			
	営業時間内 500円			
	営業時間外 750円			
指定給水装置工事事業	指定給水装置工事事業者指定手数料			
者の指定を受けようと する者	1件について 10,000円			
指定給水装置工事事業	指定給水装置工事事業者指定手数料			
者の指定の更新を受け	1件について 8,000円			
ようとする者				
給水装置工事をしよう	(1) 給水装置工事設計審査手数料			
とする者又は指定給水	量水器(宅地内止水栓までの給水装置			
装置工事事業者	工事にあつては取付予定の量水器)			
	1個について 3,500円			
	(2) 給水装置工事検査手数料			
	量水器(宅地内止水栓までの給水装置			
	工事にあつては取付予定の量水器)			
	1個について 4,000円			
第30条の2第2項の確	構造材質基準検査手数料			
認を受けようとする者	1件について 6,000円			

2 前項に規定する手数料の納付期日及び納付方法は、局長が定める。

(給水申込納付金)

第28条 量水器の設置又は変更(量水器の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。)を伴う給水装置工事をしようとする者は、局長が指定する納付期限までに、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額の給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、量水器の変更に係る納付金の額は、変更後の量水器の口径による額から、変更前の量水器の口径による額を差し引いた額に100分の110を乗じて得た額とする。

と左と外ででは、100万の110と木とて内ではとうる。			
量水器の口径	量水器 1 個当たりの額		
13 ミリメートル	100,000 円		
20 ミリメートル	240,000 円		
25 ミリメートル	390,000 円		
30 ミリメートル	750,000 円		
40 ミリメートル	1,290,000 円		
50 ミリメートル	2,220,000 円		
75 ミリメートル	6,000,000 円		
100 ミリメートル	13,000,000 円		
150 ミリメートル	34,000,000 円		
200 ミリメートル	66,000,000 円		
250 ミリメートル	113,000,000 円		

- 2 前項の規定により納付金を算出する場合において、第15条第2項の規定により受水槽以下に量水器を設置するときは、受水槽に給水するための給水施設に設置する量水器を除いて算出する。
- 3 既納の納付金は、還付しない。ただし、第4条の規定により承認を受けた者が第1項の給水装置工事を中止する旨の届出を局長にしたときは、この限りでない。

(料金等の軽減又は免除)

第29条 局長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例により納付すべき料金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第30条 局長は、第16条第1項又は第2項の規定による管理に適切を欠くと認める場合は、当該給水装置を検査し、水道使用者等に改善の指示をすることができる。この場合において、局長は、当該検査を行うに当たり、人の住居若しくは人の管理する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その居住者、管理者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条の2 局長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 局長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が、その基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水施設の廃止)

第31条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水施設を廃止する。

- (1) 給水装置の廃止の届出があつたとき。
- (2) 給水装置が使用中止状態であり、将来の使用見込みがないと認めたとき。
- (3) 水道使用者等が料金を納付せず、給水装置が使用中止状態であり、納付の意思がないことを表示したとき。

(給水施設の撤去)

第32条 局長は、前条の規定により給水施設を廃止したときは、当該 給水施設を撤去することができる。

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が 継続する間給水を停止することができる。

- (1) 第14条の規定による届出をせずに、給水装置を使用したとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなく、第22条の規定による量水器の検針若しくは第30条の規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき又は第30条の規定による改善の指示を拒んだとき。
- (3) 第21条若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置工事を施行した者
- (2) 第14条に規定する届出をせずに、給水装置を使用した者
- (3) 正当な理由がなく、第22条の規定による量水器の検針、第30条の規定による検査若しくは改善の指示又は前条の規定による給水停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第21条若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第

28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第21条若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

- 第36条 局長は、貯水槽水道(水道法第14条第2項第5号に定める 貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるとき は、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができ るものとする。
- 2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する 情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

- 第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(水道法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、水道法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の我孫 子市水道事業給水条例(以下「改正前の条例」という。)に基づいて、 我孫子市水道事業管理者が行つた承認、検査その他の処分又は我孫子 市水道事業管理者に対して行われた申込み、届出その他の行為は、この 附則に別段の定めがあるものを除き、この条例に相当規定があるとき は、それぞれ当該相当規定によりなされた処分又は行為とみなす。
- 3 改正後の我孫子市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。) 第9条の規定は、施行日以後に改正後の条例第13条の規定による給水の申込みを行つた者に係る給水装置工事により完了した給水装置について適用し、施行日の前日までに改正前の条例第23条の規定による給水の申込みを行つた者に係る給水装置工事については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金は、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第27条の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第28条の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みがあったものについて適用し、施行日前に給水装置工事の申込みがあったものについては、なお従前の例による。
- 7 施行日前、既に、宅地内止水栓までの給水装置工事が完了したもので、かつ、改正前の条例に基づき改正後の条例第28条に規定する給水契約負担金に相当する費用が納付されているものに係る改正後の条例

第28条の規定の適用については、既設の給水管の口径(局長が管理上の必要性から給水管の口径変更工事を行つたものについては、変更前の口径による。)を量水器の口径とみなし、給水契約負担金を算出する。 8 施行日前にした行為に対する過料又は罰則の適用については、なお従前の例による。